

# 第2次地域知財活性化行動計画

2020年7月

特許庁

## 第2次地域知財活性化行動計画

「イノベーション創出と地域活性化にむけて」～知財で稼ぐ力を強化する～

### 目次

I	総論	2
1.	はじめに	2
2.	第2次地域知財活性化行動計画策定の経緯について	3
(1)	地域知財活性化行動計画（第1次行動計画）の策定	3
(2)	第1次行動計画の実績及び成果	3
(3)	第1次行動計画に基づく中小企業支援を推進しての現状及び課題	4
(4)	第2次地域知財活性化行動計画における対応と目指すべき姿について	5
II	計画期間内に取り組む地域知財支援方針	6
1.	基本方針	6
(1)	基本方針1： ターゲットを意識した地域・中小企業支援の実施	6
(2)	基本方針2： 地域・中小企業の支援機関の連携と支援の融合	7
(3)	基本方針3： KPI(重要成果指標・アウトプット)の設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組	8
2.	推進体制	8
(1)	特許庁	8
(2)	知財室	9
(3)	INPIT	9
(4)	自治体	9
III	第2次行動計画の評価・検証・見直し	10
1.	第2次行動計画の評価・検証の視点（KPI及び効果指標の設定）	10
2.	第2次行動計画の評価・検証の体制（PDCAサイクルの確立）	10
3.	第2次行動計画の見直し	10

# I 総論

## 1. はじめに

我が国中小企業は、約358万社と全企業数の99.7%以上を占め、付加価値額を見ても52.9%を中小企業が占めており、我が国の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える我が国の経済にとって欠かすことのできない重要な存在である。【別添3データ編 資料1参照】

知的財産（以下「知財」という。）の視点からは、こうした中小企業が持つ優れた技術やアイデア、デザインやブランドが知財として戦略的に保護・活用され、中小企業が知財を活用した経営を実現すること、すなわち中小企業の知財活動を活性化することにより、事業活動の強化や収益に結び付くことが、地域の活性化や我が国の産業競争力の発展にとって極めて重要である。

しかしながら、中小企業が抱える様々な制約（資金面、人材面、情報面での不足）から、中小企業が知財活動に十分に取り組むことは困難であり、国や地域等が積極的に支援する必要がある。

こうした認識の下、特許庁では、中小企業の出願に関する相談から支援を開始し、徐々にその拡充を図り、現在ではアイデア段階から事業展開、海外展開までの知財に関する幅広い相談を受け付ける「知財総合支援窓口」（以下「窓口」という。）を47都道府県に設置するほか、資金的支援として料金減免制度や外国出願支援補助金を導入する等、経済環境の変化や中小企業のニーズの多様性に対応して施策を展開してきた。

こうした中、地域・中小企業支援の強化を図っていくために、特許庁長官の私的研究会として2014年5月に設置された「中小企業・地域知財支援研究会」による報告書によると、特許庁として講じていくべき施策や果たすべき具体的な役割について、

- (1) 中小企業の経営と知財を結び付けること
  - (2) 知財分野以外の中小企業支援関係者と一体的活動が重要であること
  - (3) 地域特性を勘案した戦略の構築が重要であること
- の基本的視点を持つことが必要とされた。

さらに、2016年5月9日に策定された「知的財産推進計画2016」（知財戦略本部決定）では、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられた。また、同6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」でも、「中小企業における特許等の権利化・活用」に関し、「中小企業における特許等の権利化・活用については、2016年度から、中小企業を対象とする出張面接等の機会の充実、食品の機能性に着目して特許を認める運用の普及、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化」を図るとともに、「独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)」において、知財戦略策定のための知財調査等の支援メニューの多様化を目指して検討を進め、2017年度以降、段階的に支援メニューを拡大することとされた。

## **2. 第2次地域知財活性化行動計画策定の経緯について**

### **(1) 地域知財活性化行動計画（第1次行動計画）の策定**

こうした状況を踏まえ、特許庁では、1.に記載した基本的視点を持ち、知財取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目的に、2019年度までの「地域知財活性化行動計画」（2016年9月26日産業構造審議会知的財産分科会決定。以下「第1次行動計画」という。）を策定し、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）を始めとした支援機関<sup>1</sup>と連携を図り、ユーザーの視点に立ち、中小企業支援を推進してきた。

### **(2) 第1次行動計画の実績及び成果**

#### **①中央レベル**

特許庁が所管する産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携を取りながら、営業秘密や農業分野（育成者権、地理的表示）も含めた横断的な支援を受けることができる体制を整備<sup>2</sup>したほか、中小企業の特許料等の一律半減などを実施した。また、中小企業による産業財産権の新規出願数は14,038件となり、中小企業の特許出願件数の割合も16.1%に上昇するなど、裾野の広がりにつながっている。【別添3データ編 資料2参照】

INPITにおいても、2016年度に特許庁から移管された窓口を47都道府県に、近畿統括本部を大阪府に設置し、さらに海外展開や営業秘密などの専門窓口によるアイデア段階から知財の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の課題に適切に対応を図ってきた結果、窓口の知名度が向上し、相談支援実績が増加した。

また、よろず支援拠点などの他の支援機関と窓口が連携して支援を行った結果、知財戦略の策定から商品開発、販売まで一気通貫による支援を行うことにより、利益（収益）増加や、海外展開などの新たなステージへの進出につながった事例も生まれた。

このような各地域の先進的な取組事例等、優れたノウハウは関係者が集まる会議等で報告され、全国ベースでの共有が図られた。【別添3データ編 資料3-1、2参照】

#### **②地域レベル**

各地域や地方自治体（以下「自治体」という。）の特色を踏まえて、産業政策との連携、重点産業分野（例：農林水産業、ロボット、医療福祉等）、海外展開、産学官・金融連携、災害復興、地域団体商標・GI、各種イベント実施など、地域・中小企業に対する支援施策をきめ細やかに実施するため、都道府県別に成果目標（KPI）を設定・遂行した。

その結果、全国で90%以上のKPIを達成することができた。また、自治体の関係者間で知財の意識が転換し、自治体の新たな経済戦略に知財活用について言及された例や、新商品の特

<sup>1</sup> 支援機関とは、よろず支援拠点、（独）日本貿易振興機構、（独）中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、（一社）発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指す。

<sup>2</sup> 2017年4月より、営業秘密や農業分野を含め、知財に関する横断的な課題に対応するため、各経済産業局に設置していた「特許室」を「知的財産室」に改組。

徹的なネーミングを商標として保護し特許技術を利用して商品の付加価値化を図った結果、売上が増加した例など多くの成果が生まれ、地域関係者間でそれら成功事例が共有された。【別添3データ編 資料4-1、2参照】

### **(3) 第1次行動計画に基づく中小企業支援を推進しての現状及び課題**

第1次行動計画に基づく中小企業支援や、特許庁の「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」（以下「基本調査」という。）において2018年に実施した出願企業に対するアンケート及び有識者によるヒアリング等を実施する中で、地域・中小企業の知財活動について、以下の現状及び課題が見いだされた。

#### **① 知財支援施策に対する認知度が低く、適切な支援施策及び支援機関の選択・組合せができていない**

第1次行動計画を進める上で、知財に関する様々な支援施策の着実な実施を図り、窓口などの認知度向上や相談件数の増加につながったが、依然として認知度が低い支援施策が存在する。支援施策は、知財活用導入のきっかけになるため、マスメディアやSNS等のあらゆる手段を用いて施策認知度を高める取組の継続が必要である。また、中小企業といっても、地域・業種・設立年数によって、知財活用のステージや意識は様々である。

特許庁や支援機関は、知財経営実践に関する情報交換の場を確保するなどしてこれらの実態やニーズを把握・共有し、企業の成長プロセスや知財活用ステージ、テーマに応じたターゲット別に制度・施策・支援機関を選択・組み合わせる必要がある。【別添3データ編 資料5-1、2、3参照】

#### **② 知的財産権活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として多い**

大企業等に比べて、中小企業の特許審査請求率は総じて高く、中小企業の方が特許権の使用に向けた意識が高いことが見て取れる。

一方で、特許を始めとした知財を出願している企業のうち、知財活動の具体的な目的が明確になっていない企業が49.4%も存在する。経営課題と知財が連動していることを中小企業に対しより広く、より深く意識させることが必要である。【別添3データ編 資料6-1、2参照】

#### **③ 知財経営・知的財産権ミックスの実践が進んでいるが、一部の企業にとどまっている**

2013年に行った基本調査と比べて、知財活動を必要不可欠な活動として位置付け、実践している企業が30.0%に増加しているが、出願企業の一部の企業にとどまっている。

また、企業全体で見ると、近年、知財戦略を経営戦略と結び付けて考える企業を中心に、知的財産権ミックス<sup>3</sup>により知財ポートフォリオ構築を行うことで、技術、デザイン、ブランドの模倣に多面的に対抗する動きが進んできているものの、こうした動きは大企業等に比べて中小企業では遅れているのが現状である。

こうした状況を踏まえ、知財活用の効果が比較的に見えやすい中小企業層（知財活動を意識して実践）をターゲットとして、経営課題と知財が連動していることをより広く、より深く中小

<sup>3</sup> 一つの製品やサービスについて、複数の知的財産権により複合的な保護を図ること

企業に意識させ、知財活動のメリットと知財支援策を広く認知させることで、もう一段ステップアップを図る施策が必要である。【別添3データ編 資料7-1、2参照】

さらに、近年、技術の革新的進歩・研究開発サイクルの短縮等の研究開発環境の変化や、市場のグローバル化・産業構造の複雑化・多様化に伴う経営環境の変化等に伴い、知財を取り巻く環境は劇的に変化しており、中小企業支援においても、その対応が急務である。

#### ④ 知財を取り巻く新たな情勢へ対応が十分にできていない

第1次行動計画の取組期間中にも、知財を取り巻く現状は変化している。2018年6月12日に策定された「知的財産戦略ビジョン」（知財戦略本部決定）では、

- イノベーションの変質（供給主導から需要主導へ）
- データ・人工知能・IoT等の技術的進展
- 人々の価値観の変化（モノよりコト、共感、シェア）

などの大きな社会変革が進んでいると記載されている。

特許庁においても、AI関連技術に関する特許審査事例の公表や、オープンイノベーションを促進するための契約ガイドライン作成などの取組を進めている。これらを地域・中小企業に活用してもらうためには、今後は、特許庁、INPIT及び自治体においても、上述の社会変革などの新たな情勢を踏まえた地域・中小企業に対する取組を検討する必要がある。

さらに、直近の課題として、新型コロナウイルスによる影響を考慮する必要がある。2020年5月27日に策定された「知的財産推進計画2020」（知財戦略本部決定）においては、以下のように記載されている。

「今般の新型コロナの世界的蔓延は、経済社会システムの在り方自体に不可逆的な大きな変革をもたらすものであり、その流行が沈静化して緊急時モードが解除された後においても、世界は「元に戻る」のではなく、経済社会の多くの側面で「新型コロナ以前」の常識が「ニュー・ノーマル（新たな日常）」に取って代わられるであろう。・・・（中略）・・・新型コロナは劇的に、社会全体のリモート化・オンライン化や人々の行動変容、さらには変化に対する高い受容性をもたらし、「価値デザイン社会」と「Society 5.0」を一気に実現させる非連続的な社会変革が可能な千載一遇の機会が訪れている。我が国は、こうした社会変革を達成した姿としてのニュー・ノーマルを目指すべきであり、その実現のための知財戦略が求められている。」

また、2008年9月に発生したリーマン・ショックでは、中小企業の方が大企業等よりも、早くから遅くまで影響を受けており、特許出願件数等の落ち込みも深刻であった。当時を鑑みると、今回の新型コロナウイルスによる影響により、今後研究活動が縮小し、知財活動が鈍くなることにより、特許出願件数等の落ち込みが想定される。これは、企業の競争力や産業発展から見て問題が大きく、このようなときこそ、特許庁は、地域・中小企業に対し、審査請求料・特許料の減免制度（2019年4月1日施行）等の最適な支援策を活用し、ニュー・ノーマルを踏まえた地域のイノベーションの促進を図る必要がある。【別添3データ編 資料8-1、2参照】

#### （4）第2次地域知財活性化行動計画における対応と目指すべき姿について

第1次行動計画を推進してきた中で様々な実績や成果が生まれた反面、各種統計・調査結果や現状を踏まえた新たな課題が出てきている。足下の数値を見ると、特許権を保有している中

小企業は、3.2万者で中小企業全体と比較すると多いとは言えない、都道府県別出願比率を見ても大都市圏とそれ以外の地域間格差が顕著である。その上、第4次産業革命が進む中、事業承継やデジタル化などの情勢にも対応しなければならない。【別添3データ編 資料9参照】

そこで、全国的な取組を進める特許庁及びINPITは中央において、地域特性や課題に応じた取組を地域・中小企業に寄り添い推進している自治体、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局知的財産室(以下「知財室」という。)並びにINPITが地域において、これまで実施してきた各事業を通じて蓄積・構築されたノウハウやネットワークなどを組織全体の資産として積極的に利活用し、課題の解決及び知財活用度の向上を図ることで、引き続き「地域の中小企業がイノベーションを創出し、その結果、地域の活性化(売上増(収益増)・雇用増)につなげる」という目指すべき姿を共有しながら取組を進めるため、2020年度から2022年度までの共通の行動計画として、「第2次地域知財活性化行動計画」(以下「第2次行動計画」)を取りまとめ、引き続き地域・中小企業支援を行っていく。

## II 計画期間内に取り組む地域知財支援方針

### 1. 基本方針

第1次行動計画を推進して明らかとなった課題を解決し、企業の知財活用の動きを加速させ、目指すべき姿を達成するため、第2次行動計画では、以下の3つを基本方針と設定する。

#### (1) 基本方針1： ターゲットを意識した地域・中小企業支援の実施

地域において知財支援に取り組む特許庁、INPIT、自治体、知財室(以下「関係主体」という。)は、地域の産業構造、中小企業の業種や知財に係るステージ、関係主体のリソース等を考慮し、関係主体ごとにターゲットを意識した支援を実施する。

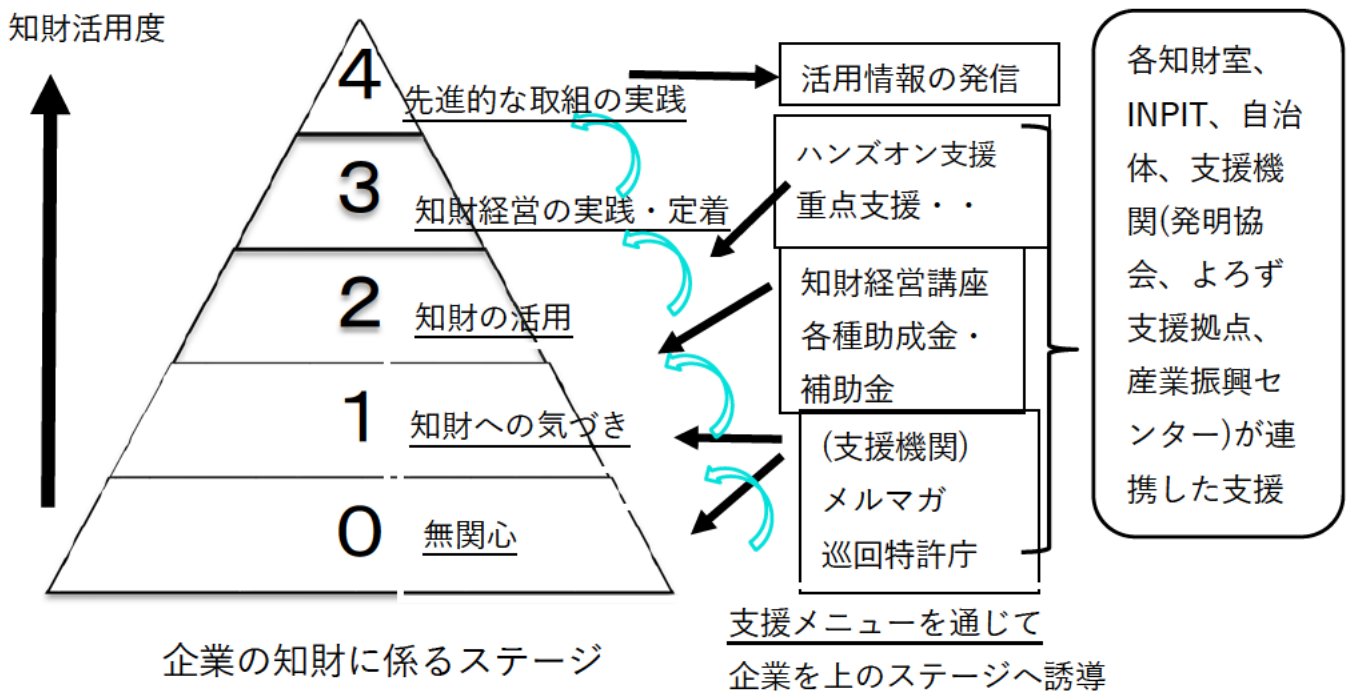
全国レベルでは、知財戦略をもって経営を行う「稼ぐ力」<sup>4</sup>を持った企業を、各地域で創出するため、特許庁とINPITが新型コロナウイルスの影響下においても雇用の受け皿を守り、規模拡大をしようとする成長志向の地域・中小企業に対するハンズオン支援を実施し、各自治体、知財室と共に、知財の活用段階から知的財産権ミックスや知財経営の実践・定着の段階(ステージ2からステージ3)へのレベルアップを果たす成功例の創出を全ての地域で目指す。

地域レベルでは、自治体、知財室が主体となって、地域知財戦略本部が策定した計画や、各自治体が策定した産業ビジョンなどに基づいて、地域ごとに特色のあるターゲットを意識した支援の行動計画を策定・遂行する。加えて、他の関係主体すなわち特許庁及びINPITと共に、

<sup>4</sup> 基本調査によると、「特許、営業秘密を保有・管理している企業は、過去3年間の売上高、経常利益、経常利益率のいずれにおいても良好な企業の割合が大きく、企業経営に知財を活用している企業の方が、業績が良好であることを示している。企業の業績は景気動向を始めとする様々な要因の影響を受け、知財活動だけが要因ではないが、知財活動により開発成果を適切に保護することで、他社の参入を排除して売上や利益確保が可能となるなど、知財活動が中小企業の業績向上に重要な役割を果たしていることを示唆しているとみられる。」

特に47都道府県に設置し、地域における知財支援の担い手として役割を持つ窓口がその達成をサポートする。

<企業の知財に係るステージと支援メニューの例>



**(2) 基本方針2： 地域・中小企業の支援機関の連携と支援の融合**

関係主体は、知財支援を単独で実施するだけでなく、地域中小企業が抱える経営上の課題に応じたより最適な支援を実施するため、各経済産業局や自治体の関係課、地域の各種支援機関等と連携をする。各関係主体が持つ支援施策(各種補助金・助成金・減免制度、専門家派遣、早期審査等)を組み合わせることで、全方位型の支援とすることはもちろん、情報交換や議論の場を通じて支援手法・支援内容の最適化を図り、一体的な支援を実施する(支援の融合)。

こうした連携と支援の融合を推進するため、例えば、特許庁やINPITの知財支援と、よろず支援拠点、地域未来コンシェルジュ等が行う経営支援との間で、互いの支援施策の紹介や相互の支援者への同行訪問がより円滑に行われるように、各関係主体は、支援現場における互いの実態を把握し、相互の連絡・調整、改善等に取り組む。

このように関係主体は、知財支援と経営支援とを連携させて行い、成功事例を創出していくことにより、中小企業の経営者などに対し、経営課題と知財活動が連動していることをより広くより深く意識させること、経営支援と連携した知財支援の取組を各地域に定着させていくことを目指す。

さらに、特許権等の産業財産権だけでなく、第1次行動計画時に支援の対象として拡充した種苗法や地理的表示(GI)に係る権利等についても、農林水産業及び関連産業から成る食料産業等のグローバル化に伴い、年々増加している農林水産物・食品の輸出を後押しすることが重要である。一方で、GIの不正使用、巧妙化する模倣品や技術流出、営業秘密の漏洩への迅速かつ的確な対応が求められるようになってきている。このような課題に適切に対応していくため、農林水産省や、(独)日本貿易振興機構、日本弁理士会等と連携を強化し、お互いの施策を活用



して課題解決を図っていく。

### **(3) 基本方針3： KPI(重要成果指標・アウトプット)の設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組**

中央では、特許庁とINPITが主体となり、先述した課題、知的財産推進計画、関係者の意見を踏まえたKPIを設定する。特に、特許庁・INPITにおいては、ターゲット化された企業に対する知財戦略構築のためのハンズオン支援を基幹指標とし、ハンズオン支援の過程で選択・組み合わせられる施策や連携状況を指標として設定する。支援した結果をPDCAを用いてフォローアップし、その情報を共有し見える化する。

同時に特許庁は、「知的財産戦略ビジョン」に記載された新たな情勢を踏まえて、AI・IoTに関する特許基準の普及、デザイン経営の手法を用いて、企業の事業戦略に即した知財経営の新たな支援手法の検討・実証、大企業等との共同研究推進に必要な技術契約のひな型の普及など先駆的な取組を試行する。

地域では、地域の特色や自治体の産業振興ビジョン等を踏まえ、自治体、知財室、INPIT(窓口)が主体となりKPIを設定し、関係主体の共通の目標として認識し、KPI達成を目指す。

中央・地域のいずれの目標も、2020年度から2022年度までの目標・KPIを設定し、各関係主体がPDCAサイクルを回しながら定期的に自己検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握する。

基本方針3のPDCAについては、「Ⅲ. 第2次行動計画の評価・検証と見直し」において詳細を記載する。

## **2. 推進体制**

関係主体は、本計画の最終的な目標を共有し、各々達成すべき、特許庁の実施庁目標やINPIT中期計画、各自治体の産業振興ビジョン等を踏まえて第2次行動計画を推進する。

最終的な目標の達成に向け、「特許庁及びINPITを中心として全国的に実施することが望ましい施策」と、「自治体の産業振興ビジョン等に記載された、地域の知財特性に応じた施策」、「各経済産業局の施策」を融合させて地域・中小企業を支援する。関係主体はそれぞれ以下の役割を基本として、地域・中小企業支援を推進することが期待される。

### **(1) 特許庁**

特許庁は、中小企業等が知財を戦略的に活用し事業成長を達成できるよう、総合的な支援を実施する。

特に、支援に際しては、支援企業の強み・弱みを把握し、支援企業とも認識を共有しつつ、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略(いわゆるオープン・クローズ戦略、製品・サービスのブランド構築戦略を含む。)の構築を支援する等、企業の「稼ぐ力」を高める支援を重点的に実施する。

そのために、知財室、自治体、窓口などを通じて発掘したポテンシャルのある企業、特に地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)採択企業、ベンチャー企業

等の企業課題等を取りまとめ、情報を整理した上で関係主体と共有する。その上で、課題がある企業からの相談を待つ「待ち受け型」ではなく、「プッシュ型」で知財室と分担して、事業計画・研究計画といった経営戦略の段階から企業を訪問し、オープン・クローズ戦略や知的財産権ミックス、海外展開等についての知財戦略構築に向けた提案を行う。その際、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じて、「早期審査」「スーパー早期審査」「外国出願補助金」「知財ビジネス提案書」などの制度・施策の選択・組合せも提案する。

課題が明確化すれば、必要に応じてINPITと連携して弁理士等の専門家派遣へとつなげる。一連の支援状況と企業側の対応状況について、適宜フォローアップを行うことで企業の課題解決まで導くハンズオン支援をすることで、企業の「稼ぐ力」をもう一段階ステップアップさせる。

同時に、支援の質の向上に向け、支援結果を踏まえて支援方法について分析・検証を行い、新たな施策の検討や既存の知財支援事業の認知度向上に向けた取組を進める。

また、知財室、自治体及び支援機関の役割や目標を踏まえつつ、社会変革を踏まえて先駆的な施策を試行的に企画・実施し、支援のモデルケースとなり得る事例を創出する。

さらに、自治体及び支援機関の協力を得て、地域中小企業支援に資する地域間の体系的な情報共有体制の整備を推進する。

## **(2) 知財室**

知財室は、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）のみならず、農林水産省等とも連携を図りながら、営業秘密や農業分野（育成者権、地理的表示）も含めた横断的な支援の実行を担い、地域において、自治体、経済産業局の他部局及び他の支援機関の協力を得て、地域・中小企業の「稼ぐ力」を強化する。また、自治体及び窓口と連携し、地域の課題を解決する。

## **(3) INPIT**

INPITは引き続き、知財の創造・保護・活用までの支援を一貫して行う基幹的な支援機関として、産業財産権相談窓口を始め、営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口、知財総合支援窓口を設置し、他の支援機関や自治体とも連携しながら充実した支援体制を構築する。特に、知財総合支援窓口においては、知財制度や知財支援施策を知らない無関心層も幅広く支援する基礎インフラとしての機能を充実し、知財への気づきを与えるためのアプローチや普及活動も積極的に行う。

また、特許庁や知財室とも連携し、ポテンシャルのある中小企業等の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。

## **(4) 自治体**

自治体は、産業振興ビジョン等に記載された計画に基づくターゲットに応じた自主的な施策を、知財室や窓口と連携して取り組む。

また、特許庁やINPITが中心となり実施するハンズオン支援について、必要に応じて情報提供や企業紹介を行う。

上述した4つの関係主体が第2次行動計画を推進し、さらに、各地域の支援機関と連携して支援に取り組むことにより地域中小企業支援を推進することが期待される。

### **Ⅲ 第2次行動計画の評価・検証・見直し**

#### **1. 第2次行動計画の評価・検証の視点（KPI及び効果指標の設定）**

第2次行動計画の進捗状況の評価・検証は、個々の地域・中小企業支援がどのような施策を実施して成果を上げたのかという「KPI（アウトプット）を測る視点」と、イノベーション創出につながったか、地域活性化につながったのかという目指すべき姿にどの程度近づいたのかという「効果（アウトカム）を測る視点」の2つの視点で行う。

「KPI（アウトプット）を測る視点」からの評価・検証では、第2次行動計画に基づく各関係主体の取組に着目し、関係主体自らが自主的に設定されたKPIに基づいて評価・検証を行う。具体的には、特許庁・INPIT等による施策の検証のための中央KPIと、自治体による施策の検証のための地域KPIの2つを設定する。

「効果（アウトカム）を測る視点」からの評価・検証では、客観的な指標だけでなく、支援した企業へのフォローアップ調査、中小企業ニーズ・満足度調査、成功事例などを用いて評価・検証を行う。

中央KPIとその効果指標については別添1に、地域KPIと達成すべき産業振興ビジョン等については別添2に設定し、各関係主体は効果（アウトカム）が目指す姿にどれだけ近づいたか進捗を確認する。

#### **2. 第2次行動計画の評価・検証の体制（PDCAサイクルの確立）**

第2次行動計画における各取組の進捗を関係主体全体で共有し、また各KPIを継続的に見直すことで各取組の改善や支援の質の向上に資するべく、PDCAサイクルを効果的に回す体制を構築する。

具体的には、各関係主体は半年に1回、それぞれ評価・検証を行い、進捗状況を特許庁に共有する。また、他の自治体の先進的な取組事例などを共有するため、地域ブロックごとに、毎年度1回を目処に特許庁、知財室、自治体、INPIT等が参加の下、「地域・中小企業の知財支援に係る地域連絡会議（仮称、以下「地域連絡会議」）」を開催する。さらに、3年後の本計画の終了時に、全国レベルでKPI達成状況や効果、取組の評価を共有するため、特許庁、知財室、INPIT、窓口、自治体等が出席の下、「地域・中小企業の知財支援に係る全国連絡会議（仮称、以下「全国連絡会議」という。）」を開催する。

#### **3. 第2次行動計画の見直し**

第2次行動計画については、上述したPDCAサイクルに基づき、また施策の効果、調査、評価の内容や社会変革を踏まえて、必要に応じ見直しを行う。

具体的には、別添2で設定した地域KPIについては、地域連絡会議において修正を加えることができる。また、第2次行動計画本文及び中央・地域各KPIに大幅な修正を加える必要がある場合は、上述の開催周期に限らず、地域連絡会議及び全国連絡会議を開催することができる。

## 別添1

<中央KPIと効果指標（関係主体：特許庁（知財室含む）とINPIT（窓口含む））>

### (1) KPI（アウトプット）

<基幹指標>

地域未来牽引企業・サポイン採択企業・ベンチャー企業等のターゲット化された企業に対する知財戦略構築のためのハンズオン支援社数

250社/年度(2020～2022年度累計750社)

<地域中小企業が知財施策を選択し、組み合わせる際の施策及びそのKPI>

・地域金融機関と連携した知財に係る中小企業支援件数

250件(2020～2022年度累計)

・外国出願補助金支援による新規採択件数

400件/年度(過去5年間の平均新規採択件数は、約300件)

・中小企業による早期審査申請件数

5,500件/年度(過去5年間の平均申請件数は、4,538件)

・ベンチャー企業によるスーパー早期審査申請件数

300件/年度(2018年開始。2018年の実績は113件)

・特許庁及び海外展開・営業秘密等を含む窓口における関係機関との連携件数

9,000件/年度

### (2) 効果指標(KPI進捗に伴う効果(アウトカム)を測る客観的な指標)

・ハンズオン支援により事業成長(利益率の向上、海外展開等)及び特許等の取得や活用の促進が認められた企業数

150社(2020～2022年度累計)

・中小企業の国際特許出願件数(PCT出願)

4,379件(2018年)→ 5,000件/年(2022年)

・企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として実践している中小企業割合

30%(2018年)→ 40%

**別添2** <地域KPIと達成すべき産業ビジョン等（関係主体：自治体、知財室、窓口）>

※別添2参照

**別添3** <データ編>

※別添3参照